

# 北九州市民の会ニュース

## 公共交通利用者増で高齢者福祉乗車券実現へ

### 第11回市民講座「北九州市の都市交通政策」



市出前講演を聞く参加者の皆さん

5月14日(土)午後、小倉北区ムーブで市民の会主催の第11回市民講座「北九州市の都市交通政策」が開かれ35名が参加しました。

第1部は、北九州市建築都市局都市交通政策課長による出前講演。高齢者の足を確保するための公共交通の現状と北九州市環境首都総合交通戦略会議の内容、北九州市の公共交通を確保するための施策の取り組み等が報告されました。

参加者からは、西鉄など民間事業者への市の支援状況

や住民からの要望を協議する機関があるのかなどの質問や路線バスが減便されている問題などが指摘されました。地域の要望にもとづいて市と民間事業者が協議する機関がないことや交通戦略会議の公共交通計画目標では、公共交通の現状を維持するための対策にとどまっていることがわかりました。

第二部では、高齢者福祉乗車券の実現に向けての報告と今後の取り組みについて交流しました。八幡東区では、買い物、病院へのタクシー利用の要望が強いことや、東区のタクシー会社への署名の協力で、最初は反応がよくありませんでしたが、全社員の署名をいただいた報告がされました。

バス路線の幹線に接続する支線の充実を求めるとともに高齢者のタクシー利用の要望が強いことから結合した取り組みを検討していくことなどが話し合われました。公共交通の利用者を増やすカギは、高齢者福祉乗車券の実現だと確信しました。

### 平和を守る力 9条生かす政治

### 参院選で改憲策動阻止を



憲法改悪に反対しますなどとアピールする人たち  
=3日、東京都江東区



北九州市での9条まつり&憲法集会

憲法施行から75年を迎えた3日、全国各地で憲法を守り生かそうとアピールする集会が行われました。東京・有明防災公園で3年ぶりに開催された「改憲発議許さない! 守ろう平和といのちとくらし2022憲法大集会」には1万5000人(主催者発表)が参加。自民党などがウクライナ危機に乗じて改憲や軍拡を叫ぶなか、今こそ憲法を生かし、参院選で改憲を阻止しようと訴えました。

5月3日の北九州市は、五月晴れでした。午前中(10:00~12:00)は、勝山公園で9条まつり。午後(13:30~16:00)は、ムーブで憲法集会。9条まつりは150人、憲法集会は360人の参加、どちらも大盛況でした。憲法集会では、猿田佐世氏が「戦争の足音が聞こえませんか?」と題して、軽妙闊達な講演をしました。

**第 2 回平和のための戦争展実行委員会**  
**ウクライナ問題、北九州の平和運動**  
**企画テーマが決定**

今年 8 月 27 日～ 28 日に八幡西区黒崎コムシティで開催される「2022 年平和のための戦争展 in 北九州」の第 2 回実行委員会が 5 月 11 日夜、小倉北区の市立生涯学習総合センターで開催され、メンバー 14 人が参加しました。

今回の企画テーマや展示資料について協議しました。企画テーマについて、現在の世界情勢を踏まえてウクライナ問題を取り上げることを決定しました。また 8 月に閉館する北九州平和資料館（若松区）の小野逸郎館長を迎えて、今後の北九州市における平和運動の在り方、課題について大石正信・北九州市議会議員との対談も企画



企画テーマについて議論するメンバー

されています。

今回は昨年中止した「戦争遺跡めぐりツアー」も行う予定で、若松区の高射砲陣地跡や軍艦防波堤、朝鮮人遭難慰霊碑、ごんぞう小屋などをまわるコースを検討しています。

**北九社保協通信**

報告・資料集 2022 年 4 月号  
 4 月 25 日 事務局発行

北九州市保護課と生活保護行政について懇談会を実施

**「市 HP や届出文書が一部改善、さらに広報用ポスター掲示も検討。扶養照会は国の方針を再確認。無低は考え方の整理を約束」などで成果**

北九社保協の専門部会の一つである生活保護問題連絡会が 3 月 29 日(金)に北九州市総合保健福祉センターにおいて、市保健福祉局保護課との懇談会を実施しました。

この懇談会は毎年この自治体キャラバンの時期に改善項目を申し入れ、保護課の回答を受けて懇談をおこなっています。今年度も昨年度同様、コロナ禍をうけて短時間・少人数での対応となったため、特に問題となっている「扶養照会と無料低額診療制度」を重点項目とし、社保協からは高木会長(弁護士)をはじめ 12 名が参加。市保護課からは保護係長 3 名が出席しました。

懇談では、昨年求めていた生保関連の市 HP 改善について「厚労省 HP とのリンクや見やすくするなどの工夫について一定評価」をしたうえで、ポスター作成・掲示などすでに実施している自治体の事例も示しながら、さらに市民に向けての積極的な広報の検討を迫り「手段の一つとして検討したい」との回答を得ました。

また、コロナ禍で一層クローズアップされている「扶養照会」については国がこの間、何度も出している文書の通り「扶養義務者への扶養照会は義務でも要件でもない。同意書に関しても扶養義務者の資産等の調査のためのもので、扶養を求める同意書ではない」との認識と、あらためて福祉事務所窓口での周知徹底を確認しました。さらに「親族等への扶養援助のお願い」文書について、扶養照会の法的根拠が記載されているが「窮迫状況の保護を妨げるものではない」との記述がない。載せるのであればそれも含めるべきである。載せていないのは恣意的さを感じる」といった厳しい意見も出されました。国の通知や市議会保健福祉委員会での意見を参考にプライバシーに配慮した形で改



善された「扶養届出書」は一定、評価しつつも扶養義務者への照会が保護の要件であるかのように書かれている点など誤解を招く表現などについて見直しを求め、これに関しては「ご指摘のあった窮迫状況の保護を妨げるものではないとの追記やその他、出された意見をふまえて検討したい」との答弁がありました。

さらに「無料低額診療制度」について参加した病院の CW から、実際の対応事例を挙げ福祉事務所が安易に無低の活用をすすめている実態を明らかにし改善と無低に関する見解を求めました。これについて市当局の「他法他施策の一つと考え、医療費だけの問題であれば窓口で無低も紹介している」との回答に「他法他施策は年金の様に本人が権利を有し、その権利を行使することで便益が得られる場合でかつ、厚労省の文書にも一部の民間医療機関で実施している無低は含まれていない」との指摘に「解釈が誤っている様なので、持ち帰って考え方の整理をさせて頂きたい」との答弁がありました。今回も短時間ではありましたが、有意義な懇談会であったと思います。生活保護制度の改善やより良い活用については今後も行政との連携を密にし、双方で努力していく必要があると感じました。

平和とくらしを守る北九州市民の会

〒803-0817 小倉北区田畑 13-21 田畑ビル 3F  
 TEL 093-5929-5000 FAX 093-571-4346  
<http://siminnokai.sakura.ne.jp>  
 e-mail: koe@siminnokai.com